

AKT/O

暗騒音レンタルカタログ

vol.5



暗騒音工法とは

路上工事において発生する騒音を、工事施工場所の“暗騒音”程度まで低減させる事を可能とする、“施工組合せ機械並びに機材”の改良・開発を目的としています。

施工環境の改善

低騒音化を可能にする事により、さらなる騒音負荷の低減を図り、極力、静粛さを保った作業環境を実現させる事を求めています。

地域住民に対する発生騒音への配慮

昼間時及び騒音規制地域も含め、夜間作業での騒音並びに振動を原因とする地域の方々へのご迷惑をできるだけ最小限に留める工事を目指します。

減音効果による作業時間延長(夜間作業)にともなう工期短縮

特に、夜間作業においては、さらなる低騒音化を実現する事で実施工時間の増加の可能性を高める事により、その結果としての施工能率の向上によって、工期短縮を図る事を目指します。

暗騒音(あんそうおん): Back Ground Noise

ある場所において、特定の音(例えば、工事作業騒音)を対象として考える場合、その対象の音が無い時のその場所の騒音を、対象の音に対しての『暗騒音』といいます。

音の大きさ(dB)の凡例

120dB	飛行機のエンジンの近く	
110dB	自動車の警笛(前方2m付近)、建設現場のリベット打ち	
100dB	電車が通るときのガード下	
90dB	犬の鳴き声(正面5m付近)、騒々しい工場の中、カラオケ(店内客席中央)	
80dB	地下鉄の車内、電車の車内、ピアノ(正面1m付近)	
70dB	電話のベル、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭	
60dB	静かな乗用車、普通の会話	
50dB	静かな事務所、クーラー(屋外機・始動時)	
40dB	図書館や静かな住宅地の昼間、コウロギの鳴き声	
30dB	郊外の深夜、ささやき声	
20dB	木の葉のふれ合う音、置時計の秒針の音(前方1m付近)	
10dB	蝶の羽ばたき	

※暗騒音工法研究会ホームページ (<http://www.bgnm.jp/>) より

ブレーカーノイズサイレンサー

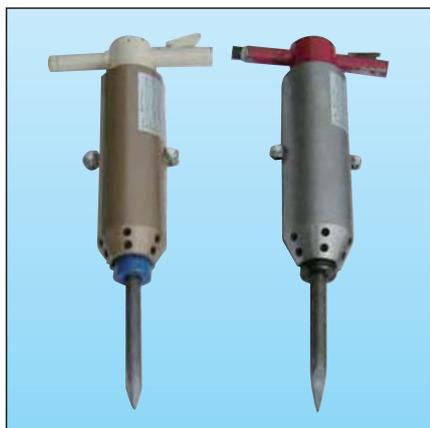
NETIS登録番号：CB-080034-VE

特許出願番号：特願 第2007-115392号

実用新案登録番号：第3128812号

- 路上工事等で、極めて環境負荷の高い道具であるエアブレーカーの排気騒音を低減させる装置です。
- 固定伝搬音を遮蔽するフォームを接着させたメタル構造と最適化された吸音フォーム形状の採用により、高い耐久性と共に極めて高い吸音性ならびに遮音性能を有しています。
- 消耗品である圧縮空気通過部分吸音フォームの定期的な交換のみで、8dB以上の圧縮空気排気騒音の低減が可能となります。
- 20kg適合機種は古河ロックドリル：FCB20、東空販売：TCB-200及びこの型番に相当する他社のエアブレーカーに取付け可能です。
- 30kg適合機種は東空販売：TCB-300及びこの型番に相当する他社のエアブレーカーに取付け可能です。

LDJ 20000(20kg) LDJ 30000(30kg)



商品コード	LDJ 20000	LDJ 30000
タイプ	20kg	30kg
代表管理番号	0011W	002196
騒音低減性能 [dB(A)]	8.6 (実測値)	8.4 (実測値)
寸法	全長 L (mm)	136
	全幅 W (mm)	136
	全高 H (mm)	431
質量 (kg)	3.3	3.7

※騒音値は音源から7.5m、高さ1.2m地点のL5での測定レベルです。
 ※ブレーカーノイズサイレンサーをご使用の際は、アフタークーラー付もしくはドライコンプレッサをご使用ください。

騒音低減性能

【騒音測定結果】

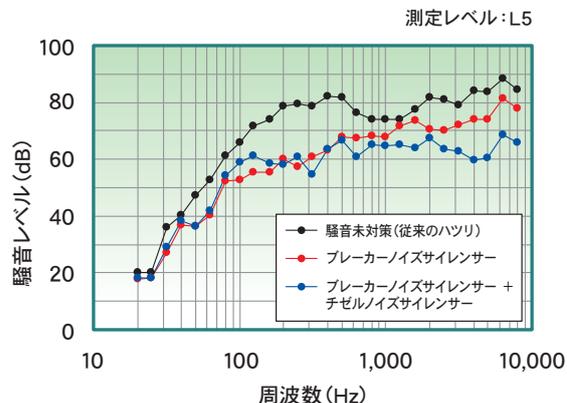


従来工法：94.6dB



ブレーカーノイズサイレンサー
86.0dB

【周波数分析結果】



チゼルノイズサイレンサー

NETIS登録番号：CB-080035-VE
 実用新案登録番号：第31288804号

- 主に路上工事でののはつり作業においてブレーカーのチゼル部分から発生する騒音を低減します。
- 約11.0dBの騒音低減効果があるとともに、破砕物の飛散防止にも役立ちます。
- 質量12kg、折りたたみ時には幅175mmと収納や持ち運びに便利です。
- 簡単に据付け、撤去ができることにより、必要な作業の時だけ簡単に騒音を低減することができます。



商品コード	ZGA 00000	
代表管理番号	0031W	
騒音低減性能 [dB(A)]	11.0(実測値)	
寸法	全長 L (mm)	900
	全幅 W (mm)	900(収納時175)
	全高 H (mm)	900
質量 (kg)	12	

※騒音値は音源から7.5m、高さ1.2m地点のL5での測定レベルです。

騒音低減性能

【騒音測定結果】



従来工法：94.6dB

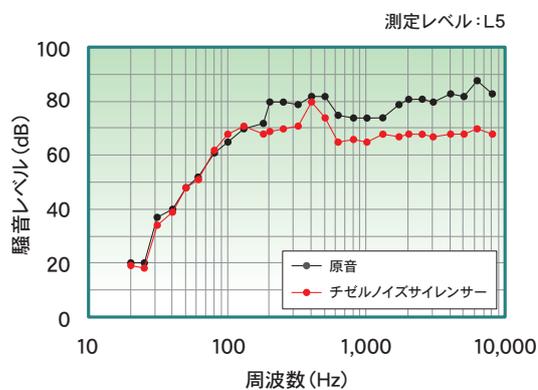


11.0dB
騒音低減効果



チゼル
ノイズサイレンサー
83.6dB

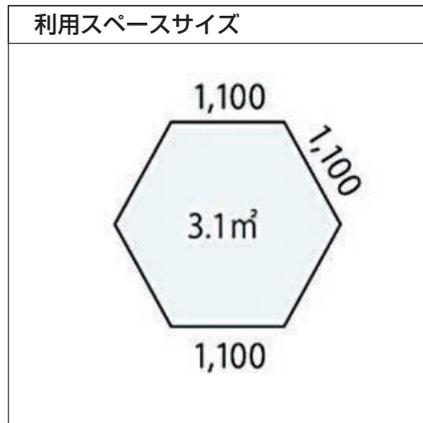
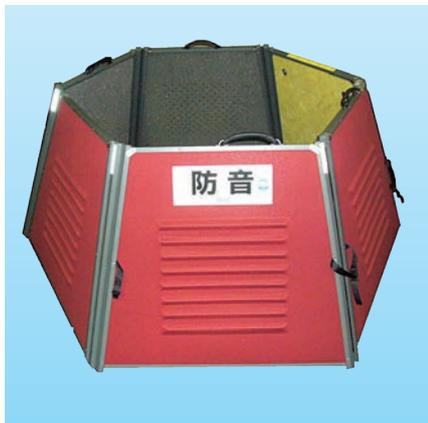
【周波数分析結果】



チゼルノイズサイレンサー パネルタイプ

NETIS登録番号：KT-120128-A

- 従来機のネックであった耐久性の向上を主眼として選定しました。
- 組立・収納も工具いらずで簡単で、しかも軽量です。
- 5.5KVAクラスまでの発電機の騒音対策にも使用できます！



商品コード	ZGA 00000 002		
代表管理番号	003073		
騒音低減性能	[dB(A)]	12.1	
寸法	全長 L	(mm)	1,800(収納時1,100)
	全幅 W	(mm)	1,800(収納時250)
	全高 H	(mm)	800
質量	(kg)	16	

※使用可能発電機は 5.5kVA まで (L700 × W700 × H600mm まで)

組立て手順



1台16kgと軽量です
持ち運びに便利な持ち手を付けています



防音対象に向けて片側3面ずつ
中央で広げて下さい



片側の2面を防音対象に
巻き込むように広げて下さい



もう片側の2面も広げて下さい
接合部を磁石で接合して下さい



30秒で組立て完了です

多目的防音パネル

NETIS登録番号: CB-080036-VE

実用新案登録番号: 第3129251号 第3128165号

- 作業性を重視し、13kg / セットに軽量化! 持ち運びも簡単です。
- 単管クランプを用いた単純組立て、単純解体で簡易施工を実現しました。
- 強風時には風速に応じたパネル転倒防止の養生が必要です。

吸音タイプ(ZG1 00001)

透明タイプ(ZG1 00002)



商品コード	ZG1 00001	ZG1 00002
タイプ	吸音	透明
騒音低減性能 [dB(A)]	12.8(実測値)	12.4(実測値)
寸法	全長 L (mm)	1,500 (750×2)
	全幅 W (mm)	27
	全高 H (mm)	1,500
質量 (kg)	13/セット	

※ 2枚 1 セットです。() 内の数値はセット時のものです。

騒音低減性能

【騒音測定結果】



従来工法 : 94.6dB



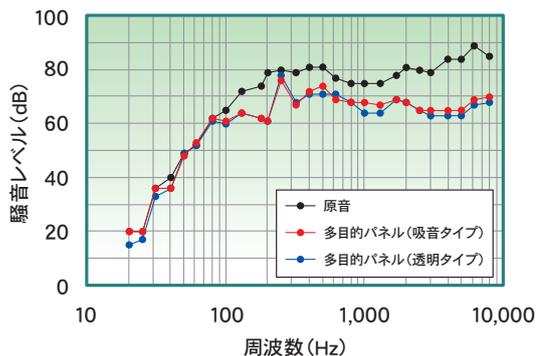
吸音タイプ 12.8dB
透明タイプ 12.4dB
騒音低減効果



多目的防音パネル
吸音タイプ : 81.8dB
透明タイプ : 82.2dB

【周波数分析結果】

測定レベル:L5



組合せ品

- ・ベース材
- ・片側ベース材
- ・単管クランプ
- ・単管パイプ1500



名称	商品コード	代表管理番号
両側ベース材	ZG3 00001 002	001033
片側ベース材	ZG3 00002 002	001043
単管クランプ	ZG3 00003 001	0034X
単管パイプ	PCB 15020 001	0034M

防音パネルセット内容・設置例

標準セット

- ① ZG1 00001 001 防音パネル(吸音タイプ) 2枚(1セット)
 H1,500×L750(L1,500) 2枚組
- 補強材(連結金具) 1個
 ■ コーナー金具 1個
- ② ZG1 00002 001 防音パネル(透明タイプ) 2枚(1セット)
 H1,500×L750(L1,500) 2枚組
- 補強材(連結金具) 1個
 ■ コーナー金具 1個

標準セット部品



設置方法



ベース材に
 単管パイプ
 を差し込み
 ます。



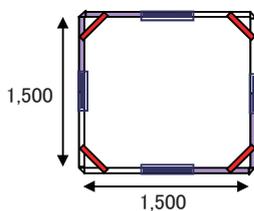
防音パネルに単管
 クランプを差し込
 みます。



単管パイプに単管ク
 ランプを組込み連
 結させます。
 安全のためベース
 材に
 錘をのせて完成
 です。

設置例

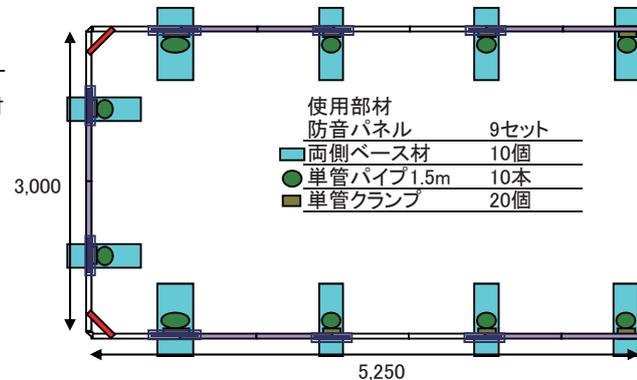
パターン①: 4セットを90度に曲げて使用します。



使用部材
 防音パネル 4セット

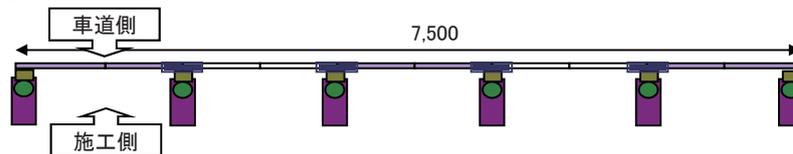
※自立する場合はベース材
 等は不要

パターン②: 発電機等を囲う場合の考え方です。



使用部材
 防音パネル 9セット
 ■ 両側ベース材 10個
 ● 単管パイプ1.5m 10本
 ■ 単管クランプ 20個

パターン③: 車道や歩道に隣接している場合は、はみ出しを考慮し、片側ベース材を使用します。



使用部材
 防音パネル 5セット
 ■ 片側ベース材 6個
 ● 単管パイプ1.5m 6本
 ■ 単管クランプ 12個

発電機用防音BOX

NETIS登録番号: CB-100019-VR [ZG2 00200 001] / KT-120128-A [ZG2 00300 001]

- 天蓋の吸音フォームの効果により上方への騒音も低減します。
- 軽量かつ折りたたみが簡単なので、移動・設置の手間が少なくすみます。

ZG2 00200 001



ZG2 00300 001

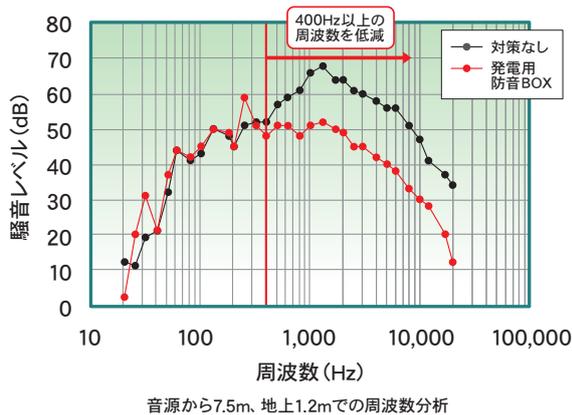


商品コード	ZG2 00200 001		ZG2 00300 001	
騒音低減性能 [dB (A)]	10.6		12.1	
使用可能発電機出力	2kVA用		3kVA用	
寸法	全長 L (mm)	750	1,100	
	全幅 W (mm)	700	1,100	
	全高 H (mm)	550	800	
質量 (本体/天蓋)	(kg) 11.3/5.3		11	

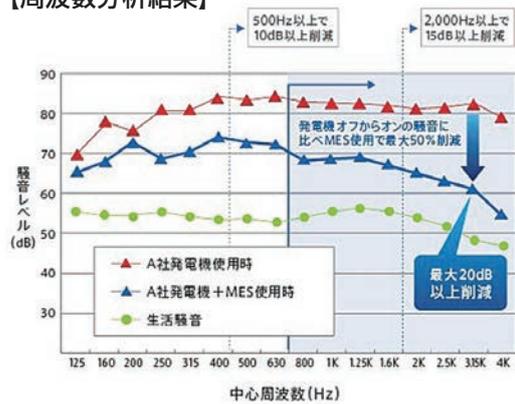
◎エンジン式パルーン投光機用もございます。

騒音低減性能

ZG2 00200 001(2kVA用)
【周波数分析結果】



ZG2 00300 001(3kVA用)
【周波数分析結果】



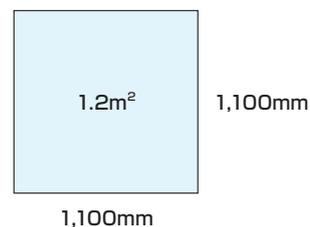
【計測データ】 ※発電機使用の場合、当社測定データ、MES B-8070の場合。

利用スペースサイズ

ZG2 00200 001(2kVA用)



ZG2 00300 001(3kVA用)



バッテリー式投光機

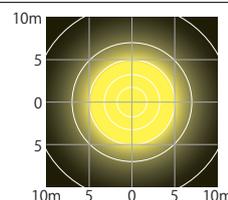
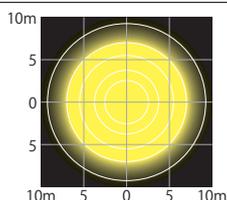
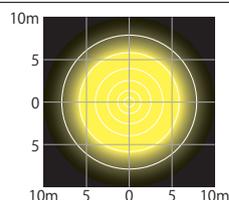
- CO₂排出ゼロ。排気ガスが出ないため、地球温暖化や大気汚染を防止します。空気循環が悪い現場で使用しても健康に影響ができません。
- 騒音・振動ゼロ。駆動音や振動がありません。近隣住民に対する騒音・振動対策に貢献します。
- 燃料代ゼロ。発電機を使用しないため、燃料給油が必要ありません。充電にかかる電気代は、ごくわずかです。

バッテリー式 LED バルーン投光機

NETIS登録番号：CB-110022-V / CG-120017-A / KT-120042-A



照度分布図



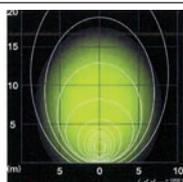
商品コード	AFQ 19000 001	AFQ 24001 001	AFQ 30000 001
メーカー	日星工業	やまびこ	ヤンマー
仕様電源	リチウムイオンバッテリー	鉛バッテリー	リチウムバッテリー
電圧 (V)	DC12	DC24	DC48
連続点灯時間 (最大) (h)	10	照度調整最小時：約 10	9
充電時間 (h)	8	約 7	3.5
使用ランプ	LED 192W	LED 40W	LED 300W
ランプ寿命 (h)	40,000		
寸法	全長 L (mm)	630	760
	全幅 W (mm)	537	500
	全高 H (mm)	1,548 ~ 2,560	1,990 ~ 2,760
質量 (kg)	61	104.5	88.5

バッテリー式 HID 投光機

NETIS登録番号：CB-100056-V



照度分布図



商品コード	AFG 03520	
メーカー	日星工業	
型式	ZLS-12HBS	
仕様電源	ディープサイクルバッテリー 100A × 1個	
定格電圧 (V)	DC12	
バッテリー容量 (Ah)	100 × 1台	
連続点灯時間 (h)	10	
充電時間 (h)	8	
電源	始動時 瞬間最大 (A)	20
	安定時 (A)	6
使用ランプ	PAR30 HID 35W × 2灯	
光度 (平均値)	6,300cd × 2	
ランプ色温度 (K)	4,250 ± 500	
寸法	作業時 (L×W×H) (ランプ中心高さまで) (mm)	880 × 650 × 3,210
	収納時 (L×W×H) (mm)	880 × 650 × 1,750
最小回転半径 (m)	1.5	
質量 (標準仕様) (kg)	107	

防音型ランマー

NETIS登録番号：TH-100005-VE

- 大型消音マフラーで排気音の低減、エンジン周辺を吸音材を貼付したカバーで囲い、打撃板に樹脂を使用することで人間が耳障りと感じる周波数（1.6kHz～4kHz）の音を軽減します。
- 防振ハンドル、タコ・アワーメーターにより手腕振動の軽減と的確な作業時間の把握が可能になり作業者の労働環境の改善を図ることが可能です。



商品コード	GA1 060A0	
メーカー	三笠産業	
型式	MT-55L-SGK	
振動数	(Hz)	10.7～11.6
起振力	(kN)	7.4～9.8
タンク容量	(L)	2.0
騒音低減効果	5m地点4方向[dB(A)]	約10
	作業員耳元 [dB(A)]	約8
	手腕振動値 (m/s ²)	4.2(従来機：12.6)
打撃板寸法	(mm)	315×220
寸法	全長L	(mm) 712
	全幅W	(mm) 375
	全高H	(mm) 1,058
質量	(kg)	64

低騒音プレートコンパクタ

NETIS登録番号：CB-100020-VE

特許登録番号：第3609400号

- 環境にやさしく、燃費も抑えてランニングコストの大幅削減に貢献します。また、傾斜シリンダーを採用していますので、機体の重心を低くして高い安定走行性を確保しました。デコンブ機構により、軽いリコイル操作で始動もスムーズです。ベルトカバーはヨーロッパの安全規格に対応した密閉構造です。
- 作業時に発生する金属音を大幅に低減します。
- コーティングハンドルを標準装備。握りやすく、すべり防止効果にも優れています。
- 振動板中空部を拡張し、新開発騒音低減構造(特許取得済)を組み込むことにより、従来機よりも8dB以上の騒音低減を実現しました。
- 用途は、静粛性が求められる特殊環境の他、従来機と同様の幅広い作業環境に対応できます。



商品コード	GB1 070A0	
呼称	70防音型	
メーカー	明和製作所	
型式	KP-6S	
打撃数	(Hz)	95
打撃板の寸法	(mm)	525×350
燃料	ガソリン	
燃料タンク容量	(L)	2.7
寸法	全長L	(mm) 870
	全幅W	(mm) 350
	全高H	(mm) 835
質量	(kg)	70

レンタル契約について（レンタル約款）

第1条（総則）

1. レンタル約款（以下「本約款」という。）は、賃借人を甲、賃貸人を乙として双方の契約関係について、その基本的事項を定める。
2. 乙は、甲に対して、本約款に記載する条件にて動産賃貸借及びこれに基づくサービス（以下、動産賃貸借及びサービスを総称して「レンタル」という。）を提供する。

第2条（個別契約）

1. 物件毎のレンタル契約（以下「個別契約」という。）は、甲及び乙が本約款に基づいて行う。
2. 甲は、物件名、数量、レンタル期間、物件の使用場所等の必要な事項を明確にして申し込み、乙がこれを承諾することによって個別契約は成立する。
3. 個別契約において本約款と異なる事項を定めたときは、それが本約款に優先する。
4. 個別契約に関する取り決め事項は、事前に甲及び乙が協議のうえ決定する。

第3条（レンタル期間）

1. レンタル期間は、貸出日（レンタル開始日）から返却日（レンタル終了日）までとする。
2. 個別契約に定めたレンタル期間の短縮又は延長については、乙の承諾を必要とする。

第4条（レンタル料）

1. レンタル料とは、基本的に物件の「賃貸借料」をいう。
2. レンタル期間中において、物件を使用しない期間又は使用できない期間があったとしても、事由の如何を問わず、甲は乙に対し、当該期間のレンタル料を支払わなければならない。
3. レンタル料は、物件の1日8時間以内の稼働を原則とする。この時間を超過して使用される場合は別途レンタル料が生じる。

第5条（基本料）

甲は、物件の引き渡し時に、現場において速やかに且つ安全に使用できる状態にするため、乙が行う点検及びそれに付随する作業の費用として、別途定める基本料を乙に支払う。

第6条（サポート料）

1. レンタル期間中の物件が破損、盗難等の偶発の事故に遭遇した場合に備え、甲が本来負担すべき損害賠償責任を軽減するため、甲は任意で「レンタル物件サポート特約制度」に加入することができ、別途定めるサポート料を乙に支払う。これにより、甲が支払う一定額の1事故負担金をもって乙は請求権を放棄する。
2. 前項の場合において、地震、津波、噴火等の自然災害及び甲の故意又は重大な過失、その他の「レンタル物件サポート特約制度」の対象外に定める事由に起因する損害の場合は、この限りではない。

第7条（保証金）

1. 乙は、本約款に基づく甲の債務履行を担保するため、甲に対し保証金を要求することができる。甲は、乙の要求があれば、その申し出る額の保証金を乙に預託する。この保証金に利息は付さない。
2. 乙は、甲に第23条1項各号の一つに該当する事由が生じたときは、保証金をもってレンタル料を含む甲の乙に対するすべての債務の弁済に充当できる。

第8条（物件の引渡し、免責）

1. 甲が乙から物件の引渡しを受けたときは、乙は甲に対して納品書又は納品伝票を交付し、甲は借り受けた物件について乙の納品書又は納品伝票に署名し乙に交付する。
2. 乙は、レンタル期間の開始日に甲に物件を引き渡さなければならない。
3. 物件の引渡しは、原則として乙の事業所内とする。
4. 前項以外の場所にて物件の引渡しを行う場合は、それに要する一切の費用は甲の負担とする。
5. 乙は、物件の引渡しのため、甲の現場内に立ち入る際は甲の指示に従う。
6. 物件の搬出入・運送・積み降ろしなどに伴う事故は、甲が自ら行った場合又は甲が乙以外に依頼した場合は甲の責任とし、乙がこれを行った場合は乙の責任とする。
7. 乙は、地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、電力制限、輸送機関事故、交通制限、甲の従業員ないし第三者との紛争又は第三者からの妨害、その他乙の責に帰さない事由により、物件の引渡しが遅滞、あるいは引渡し不能となった場合、その責を負わない。

第9条（物件の検収）

1. 甲は、物件受領後直ちに、乙が発行する納品書又は納品伝票並びに法令に定められた諸資料記載の内容及び物件の規格・仕様・性能・機能及び数量等について検収をし、物件に瑕疵がないことを確認する。
2. 甲は、物件の不適合・不完全・不足、その他瑕疵等が発見した場合、直ちに乙に連絡する。乙が甲の連絡を受けた場合は、乙の責任において物件を修理又は代替の物件を引渡す。

第10条（担保責任）

1. 乙は、甲に対して引渡し時において物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、甲の使用目的への適合性については責任を負わない。なお、引渡

し後、直ちに物件の性能の欠陥につき通知がなかった場合、物件は正常な状態で引き渡されたものとする。

2. 物件のレンタルに関し、乙の責に帰すべき事由によって乙が甲に対して損害賠償責任を負う場合、個別契約におけるレンタル料相当額を上限とし、現に甲が支出した直接損害に限るものとする。
3. 物件の不具合等に起因して甲又は第三者に生じた間接損害、特別損害、結果的損害（工事の遅れ、手待ち、得べかりし利益、滅失利益、機会損失等）については、乙はその責を負わない。

第11条（物件の保守・管理、月次点検）

1. 甲は、物件の引渡しから返却するまでの間、物件の使用、保管にあたっては善良なる管理者として、物件本来の用法、能力に従って使用し常に正常な状態を維持管理する。
2. 甲は、物件の使用前には、必ず取扱方法を確認し、作業開始前には必ず始業点検を行い必要な整備を実施しなければならない。
3. 物件の保管、維持及び保守に関する費用は、全て甲の負担とする。
4. 月次点検及び自主点検などを必要とする物件については、甲の責任と負担でこれを行う。乙がこれを行った場合はそれに要した費用を甲は乙に支払う。
5. 甲は、物件の設置、保管、使用によって第三者に損害を与えたときは、自己の責任において解決し、乙は一切の責を負わない。

第12条（物件の検査）

乙は、あらかじめ甲に通知し、レンタル中の物件の使用場所において、その使用方法並びに保管状況を検査することができる。この場合、甲は、積極的に協力しなければならない。

第13条（禁止事項）

1. 甲は、物件を第三者に譲渡し又は担保に供するなど、乙の所有権を侵害する行為をしてはならない。
2. 甲は、物件の操作・取り扱いを有資格者以外に行わせてはならない。
3. 甲は、乙の書面による承諾を得なければ次の各号に定める行為をすることはできない。
 - (1) 物件に新たに装置・部品・付属品等を付着させること、又は既に付着しているものを取り外すこと
 - (2) 物件の改造、あるいは性能・機能を変更すること
 - (3) 物件を本来の用途以外に使用すること
 - (4) 物件を、当初に納入した場所より他へ移動させること
 - (5) 個別契約に基づく賃借権を他に譲渡し、又は物件を第三者に転貸すること
 - (6) 物件について、質権・抵当権・譲渡担保権・その他一切の権利を設定すること
 - (7) 物件に表示された所有者の表示や標識を抹消、又は取り外すこと

第14条（環境汚染物質下での使用禁止）

1. 甲は、放射能、アスベスト等の有害物質、病原体、その他の環境汚染物質等（以下「汚染物質等」という。）の環境下で物件を使用しない。ただし、人命に係わる等の緊急事態においては、甲乙協議のうえ、合意した場合は、この限りでない。
2. 物件に汚染が生じた場合、甲は当該汚染物質等の除去又は廃棄処分を直ちにを行うものとし、乙が甲に代わって行うことにより費用が発生した場合は、甲がこれを負担する。
3. 汚染された物件が返還された結果、乙又は第三者の生命、身体及び財産に損害が生じた場合、甲が一切の責任を負わなければならない。

第15条（通知義務）

1. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を相手方に速やかに連絡すると同時に書面でも通知する。
 - (1) レンタル期間中の物件について盗難・滅失或いは毀損が生じたとき
 - (2) 住所を移転したとき
 - (3) 代表者を変更したとき
 - (4) 事業の内容に重要な変更があったとき
 - (5) レンタル期間中の物件につき、第三者から強制執行、その他法律的・事実的侵害があったとき
2. 物件について第三者が乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は自己の責任と負担で、その侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を書面で乙に通知する。

第16条（個別契約満了時の措置と物件の返還）

1. 個別契約満了時、甲は直ちに物件を乙の事業所内へ返還する。乙は、物件の返還を受けると同時に甲に受領書又は引取伝票を交付する。
2. 返還に伴う輸送費及び物件の返還に要する一切の費用は、甲の負担とする。
3. 物件の返還は、甲乙双方の立ち会いのうえ行うこととする。ただし、甲が立ち会えない場合、乙の検収に異議を申し立てることができない。
4. 物件の返還は貸し出し時の状態で返還とする。返還時に毀損、汚損、欠品等が認められる場合、甲の責任において原状に復するか、または甲はその費用（修理費、清掃費等）を乙に支払う。

第17条（物件についての損害補償）

1. 地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、塩害、薬品、金属粉及びダストその他原因の如何を問わず、甲にレンタル中の物件に損害又は損傷、滅失、盗難等が発生した場合、甲は本契約に定める義務を免れない。

2. 物件の損傷に対して乙が修理を行った場合、甲はその修理費相当額を乙に支払う。
3. 乙の許可無くバイオ燃料等指定外の燃料を使用し物件が損傷した場合、甲はその一切の修復費用を乙に支払う。
4. 物件の滅失、盗難等により乙の所有権を回復する見込みがない場合、若しくは物件返却時の検収において物件の損傷が著しく修理不能の場合、甲は物件の再調達価格相当額を乙に支払う。
5. 物件の修理並びに再調達に時間を要する場合、甲は休業損害に相応した補償金を乙に支払う。

第18条 (反社会的勢力等への対応)

- 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合、契約の拒絶及び解除をすることができる。
- (1) 暴力団等反社会的勢力であると判断したとき
 - (2) 取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いたとき、若しくは乙の信用を毀損し業務を妨害したとき
 - (3) 乙の従業員その他の関係者に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは不当な負担を要求したとき

第19条 (不返還となった場合の損害賠償及び措置)

1. 甲は、不返還により発生した乙の全ての損害について賠償する責を負う。
2. 乙は、個別契約満了又は第23条に基づく契約解除にもかかわらず甲が物件を返還しない場合、一般社団法人日本建設機械レンタル協会に報告し、不返還者リストに登録すると共に、必要な法的措置をとる。

第20条 (個人情報の利用目的)

1. 乙が甲又は甲の指定する者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりとする。
 - (1) 第2条の個別契約の締結に際し、甲に関する本人確認及び審査等を行うため
 - (2) 物件が不返還になった場合に、前条第2項の措置を行うため
2. 前項各号に定める目的以外に甲又は甲の指定する者の個人情報を取得する場合、乙は、あらかじめその利用目的を明示する。

第21条 (個人情報の登録及び利用の同意)

1. 甲又は甲の指定する者は、次の各号のいずれかに該当する場合、乙が取得した個人情報が、一般社団法人日本建設機械レンタル協会に7年を超えない期間、登録及び利用されることに同意する。
 - (1) 物件使用に関し、甲又は甲の指定する者の違反行為により、その結果乙に行政処分が科せられたとき
 - (2) 物件使用に関し、甲又は甲の指定する者が度重なる行政処分を受けたとき
 - (3) 物件使用に関し、捜査機関による捜査が開始されたとき乙が認識したとき
 - (4) 物件の不返還があったとき
 - (5) レンタル料金の不払い及び支払い遅延があったとき
2. 前項の情報は、一般社団法人日本建設機械レンタル協会に加入する会員であるレンタル業者によって契約締結の際の審査のために利用される。

第22条 (保険)

1. 乙は自動車登録番号標付き車両については、自賠責保険及び自動車保険(対人・対物・搭乗者)に、その他の物件に関しては賠償責任保険に加入する。なお、保険料はレンタル料を含む。
2. 前項の保険においては、地震、津波、噴火等の自然災害、甲の故意又は重大な過失その他の各保険契約に関する保険約款の免責条項に定める事由に起因する損害は填補されない。
3. 甲は、保険事故が発生したときは、事故の大小に関わらず、法令上の処置をとると共に直ちにその旨を乙に通知し、乙の指示に従って必要な一切の書類を速やかに乙に提出する。

第23条 (契約の解除)

1. 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除することができる。
 - (1) 本約款又は個別契約の条項のいずれかに違反したとき
 - (2) レンタル料、修理費、その他乙に対する債務の履行を遅滞したとき
 - (3) 自ら振出し又は引受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又は支払い不能若しくは支払停止状態に至ったとき
 - (4) 公租公課の滞納処分、他の債務について執行保全処分、強制執行、競売その他の公権力の処分を受け、若しくは破産、民事再生、会社更生の手続開始の申立があったとき、又は清算に入る等事実上営業を停止したとき
 - (5) 物件について必要な保守・管理を行わなかったとき、あるいは法令その他で定められた使用方法に違反したとき
 - (6) 解散、死亡若しくは制限能力者、又は住所・居所が不明となったとき
 - (7) 信用状態が著しく悪化し、又はその恐れがあると認められる客観的な事象が発生したとき
 - (8) レンタル利用に関し、不正な行為(違法行為又は公序良俗に違反する行為等)があったとき
2. 前項の規定に基づき乙が契約を解除した場合、甲は直ちに物件を乙に返還すると共に、物件返還日までのレンタル料及び付随する全ての費用を現金で乙に支払う。
3. 甲に第1項の一つに該当する事由が生じた場合、甲は当然に期限の利益を失い、残存する債務を直ちに現金で乙に支払う。

第24条 (契約解除の措置)

1. 甲は、前条により乙から物件の返還請求があった場合、直ちに乙の事業所内に返還する。
2. 甲が物件の即時返還をしない場合、乙は物件の保管場所に立ち入り回収し、損害ある場合は甲はその損害を負担する。
3. 返還、回収に伴う輸送費その他一切の費用は、甲の負担とする。
4. 甲は、返還の際、物件の損傷、その他原状と異なる場合、その修理費用を負担する。
5. 物件の返還は、甲及び乙立会いで行い、甲がこれに立会わない場合、乙の検収結果に異議なきものとする。
6. 甲は、物件の返還が完了するまで、本約款に定められた義務を履行しなければならない。
7. 契約解除により、甲が損害を被ることがあっても、乙は全て免責とする。

第25条 (中途解約)

1. 個別契約期間中における中途解約は認めない。ただし、甲が特別の事由により申し入れ、乙が妥当と認めた場合はこの限りではない。
2. 前項において解約が認められた場合、甲は直ちに第16条の規定に基づく手続を履行する。

第26条 (解約損害金)

第23条及び第25条により、物件が返還された場合は、甲はあらかじめ取り決めた損害金を支払う。ただし、取り決めのない場合は甲乙協議のうえ損害金を定める。

第27条 (遅延損害金)

甲は、この約款に基づく金銭の支払いを怠ったとき、又は乙が甲のために費用を立替払した場合の立替金の償還を怠ったときは、甲は、支払うべき金額に対し支払期日の翌日又は立替払日からその完済に至るまで、年14.6%の割合(年365日の日割計算)による遅延損害金を乙に支払う。

第28条 (秘密の保持)

甲及び乙は、レンタル契約に伴い知り得た一切の情報を、契約終了後も他に漏らしてはならない。

第29条 (連帯保証人)

甲は、乙が要求する場合には連帯保証人を付けなければならない。連帯保証人は甲と連帯して契約上の義務を負う。

第30条 (公正証書)

甲及び連帯保証人は、乙から請求があった場合、いつでも契約について強制執行認諾条項を付した公正証書を作成することに同意し、その費用は甲の負担とする。

第31条 (専属的合意管轄)

レンタル契約に基づく甲及び乙間の紛争に関しては、乙の本店又は支店所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判籍とする。

第32条 (補則)

本約款及び個別契約に定めなき事項については、甲及び乙は誠意をもって協議し解決する。

以上

2013年11月1日改訂

*本約款は予告なく変更することがあります。最新の約款につきましては、当社ホームページをご確認ください。

本カタログに掲載されたものは、代表的機種であり、実際に納品されるものとは異なる場合がございます。詳しい仕様につきましては、最寄の営業所までご確認ください。

アクティオレンタル保険制度

当社のレンタル用車両及び自走式建設機械には、下記の保険が付いています。

1 車両登録ナンバー付き車両

対象車両	軽トラック・ダンプ、ライトバン、トラック・ダンプ(クレーン付き車両を含む)、散水車、投光車、バキューム車、ホイールローダ、油圧ショベル車、高所作業車、その他架装車両
------	--

保険の種類	保険の内容	賠償の内容	1事故免責金額
対人賠償保険	自動車事故で歩行者や相手の車に乗っている人など、他人を死傷させ、賠償責任が生じた場合に、お客様の過失割合に応じて相手方に支払われる保険です。	賠償補償の金額 無制限 (賠償金額が自賠責強制保険で支払われる限度額を超えた場合に不足分の保険金が支払われます。)	なし
対物賠償保険	自動車事故で相手の車やバイク、家屋、ガードレール等、他人のモノを破損させ、賠償責任が生じた場合に、お客様の過失割合に応じて相手方へ支払われる保険です。	賠償補償の金額 1,000万円 (1事故につき限度額)	5万円 (原付3万円)
搭乗者傷害保険	対象車両の搭乗者(運転手や同乗者すべてを含む)が事故などで死傷や傷害を負った場合に支払われる保険です。 (治療費や休業損害が実費で支払われる保険ではありません。医療保険金は、日常業務や日常生活に一定の支障がある期間が、支払対象となります。)	死亡保険金(1名につき) 1,000万円 後遺障害保険金(1名につき) 40~1,000万円 医療保険金(日額払い) 入院 7,500円 通院 5,000円	なし
自損事故保険	運転者が単独事故によって死傷し、どこからも賠償が受けられない場合に支払われる保険です。 (治療費や休業損害が実費で支払われるものではありません。医療保険金は、日常業務や日常生活に一定の支障がある期間が支払対象となります。)	死亡保険金(1名につき) 1,500万円 後遺障害保険金(1名につき) 50~1,800万円 医療保険金 入院 6,000円 (日額払い、限度額100万円) 通院 4,000円	なし

※下記のような事故は保険制度の適用を受けられません。

対人賠償保険:対象者は「他人」と言う条件があります。事故の相手がお客様(賃借人)の従業員、運転者の身内(家族)の場合は保険の適用を受けられません。

対物賠償保険:対象物は「他人のモノ」と言う条件があります。保険の対象となるのは対人賠償保険と共通する内容ですが、あくまでも他人の所有、使用、管理する財物で、運転者の身内(家族)の所有・使用・管理する財物は適用を受けられません。

※その他、いずれの場合も保険会社の約款および規定に準じたお支払いになります。

2 車両登録ナンバーなし車両、自走式建設機械及びその他のレンタル機械・機器

対象車両及び機械・機器など	[a] 高所作業車(自走式)、油圧ショベル、ブルドーザ、ドーザショベル、キャリアダンプ、クローラクレーン 車両登録ナンバーなし車両(フォークリフト等)、その他自走式の建設機械 [b] 発電機、コンプレッサー、水中ポンプ、溶接機、投光機(照明機器)、その他レンタル機械および機器
---------------	--

保険の種類	保険の内容	賠償の内容	1事故免責金額
身体的賠償保険	工事(作業)現場において他人を死傷させ、賠償責任が生じた場合に、お客様の過失割合に応じて相手側に支払われる保険です。	補償保険金(1名限度額) 5,000万円 (但し、1事故の限度額は1億円)	5万円
財物的賠償保険	工事(作業)現場において作業中の事故であやまって他人のモノを破損し、賠償責任が生じた場合に、お客様の過失割合に応じて相手側に支払われる保険です。	補償保険金(1事故限度額) 1,000万円	5万円
災害見舞金 (上記[a]のみ対象)	工事(作業)現場において、上記の対象車両及び機械 [a] の搭乗者(運転者を含む)が事故によって死亡もしくは規定の後遺障害を被った場合に保険金が支払われます。	死亡保険金(1名につき) 100万円 後遺障害保険金(1名につき) 3~100万円	なし

※下記のような事故は保険制度の適用を受けられません。

身体的賠償保険:対象者は「他人」と言う条件があります。事故の相手がお客様(賃借人、但し、法人の場合はその従業員)、下請け(法人の場合はその従業員)、運転者の身内(家族)の場合は保険制度の適用を受けられません。

財物的賠償保険:対象物は「他人のモノ」と言う条件があります。保険の対象となるのは身体的賠償と共通する内容ですが、あくまでも他人の所有する財物で、お客様(賃借人)、下請け、運転者の身内(家族)の所有、使用、管理する財物は、保険制度の適用を受けられません。

災害見舞金:死亡・後遺障害のみが保険金支払いの対象です(入院・通院に係る医療保険金は付保されていません)。

※その他、いずれの場合も保険会社の約款および規定に準じたお支払いになります。

3 保険制度の適用されない共通事項(免責事項)

- お客様又は使用者等の故意・重過失・法令違反による損害。
- 戦争、変乱、暴動、騒じょうによる損害。
- 地震、噴火、津波による損害。
- 核燃料物質等により生じた損害。
- 事故現場から警察への届出を怠った(事故証明がない)場合。
- 事故現場から営業店への連絡を怠った場合。
- レンタル期間を無断延長して、事故を起こした場合。
- 酒酔い、無免許、薬物等を服用して、事故を起こした場合。
- レンタル契約約款及びレンタカー貸渡約款の条項に違反して使用した場合。
- その他保険約款の免責事項に該当する事故。

※お客様がレンタル車両、レンタル機械・機器に関して、設置、保管及び使用によって第三者に人的あるいは物的な損害を与えた場合に、当社の保険制度による保険金の支払限度を超える部分については、お客様の責任と負担で賠償することとなります。また、本保険制度は、当社のレンタル物件の破損及び盗難等の事故を対象にした保険制度ではありません。

※当条件は都合上、予告なく変更する場合がございます。

レンタル物件サポート特約制度

レンタル物件サポート特約制度とは？

お客様との間にレンタル契約が締結される際に、追加加入をおすすめする特約制度です。この制度にご加入いただきますと、お客様が当社レンタル物件をレンタル期間中に破損事故や盗難事故にあわれても、修理費用はもちろん、修理に必要な期間のレンタル料、また盗難の場合は再調達価格相当額など、お客様のご負担となる金額が所定の「1事故負担金(※1)」だけに軽減されます(お客様にご負担いただく「1事故負担金」の金額については、レンタル物件の種類や事故形態によって異なりますので、営業所へご確認ください)。

※1 「1事故負担金」とは、当社サポート特約制度に加入されたお客様が事故を起こされた場合、1回の事故に対しお客様にご負担いただく金額をあらわしたものです。

1 特約制度加入対象となるレンタル物件

原則として、すべてのレンタル物件が対象となります(ただし、特別仕様の機械および接続する電源コード類、ホース類、その他使用により消耗する部品・工具、ドリル刃等は除きます)。

2 サポート対象となる事故(損害)について

レンタル物件のレンタル中に、下記の事由による破損事故損害(損傷したレンタル物件の修理費用、検査費用、試運転費用)や盗難事故等による損害(盗難・水没等全損の場合の再調達価格相当額)を対象とします。

(1)火災 (2)水災 (3)落雷 (4)破裂・爆発 (5)盗難(警察の証明書が必要)(※1)
(6)破損・曲損 (7)運送中の車両の衝突 (8)脱線 (9)転覆 (10)墜落
(11)取扱い上の不注意 (12)いたずら(当て逃げ) (13)雨・淡水濡等

※1 未施錠または固いのない屋外での放置等、著しい管理不備により生じた盗難はサポート特約制度の対象になりません。

ご注意 修理期間や再調達に時間を要する場合、休業損害をご請求させていただく場合があります。

3 サポート対象とならない事故(損害)について

レンタル物件のレンタル中における下記の事由による破損事故や紛失、また警察に認められない盗難事故等による損害は対象となりませんので、ご注意ください。

- 使用者[※]等の故意・重過失による損害
※使用者にはレンタル物件を使用する者およびその雇用主・他の役員職員、下請等を含みます。
- 戦争、変乱、暴動、騒じょうによる損害
- 地震、噴火、津波による損害
- 詐欺・横領、警察に届け出が無い、または受理されない盗難、置き忘れ、紛失等にかかわる損害
- 偶然な外来の事故によらない電氣的事故または機械的的事故による損害
- 修理、整備作業における過失または技術拙劣により生じた損害
- 通常の使用結果として生じる消耗品(覆帯、ベルト、チェーン、ドリル刃、バケット、ライト等の管球類等)の損害
- 自然の消耗・劣化、さび、かび、変質、変色等による錆損害(湖風や海の波しぶき等の塩害による錆損害を含みます)。
- 核燃料物質等により生じた損害
- レンタル機械の故障により生じた二次的損害(※1)
- その他、重大な法令違反や著しい管理不備等、偶然性がなく予見性のある事故により生じた損害

- ①酒酔い、無免許、無資格、麻薬の服用等の使用者の不正行為による事故の損害
- ②不適切な燃料(不正燃料、粗悪燃料等)による損害(※2)
- ③法令で認められていない車両による公道走行中の事故による損害
- ④始業点検を怠った使用による損害(発電機の冷却水の未点検によるエンジンの焦げつき・焼きつき等)
- ⑤未施錠または固いのない屋外での放置等、著しい管理不備により生じた盗難の損害
- ⑥高さ制限の未確認、ブーム、アウトリガー等の未格納等による損害
- ⑦期間を無断で延長して使用された場合の破損や盗難等の損害
- ⑧度重なる破損等を連絡なく放置して使用したことによる損害
- ⑨作業で当然考えられる処置を取らずに引き起こされた汚損(吹きつけ作業による塗料、モルタル等の付着)による損害
- ⑩バケットでの杭打ち作業等、本来の使用方法を著しく逸脱した使用方法(用途外使用)により生じた事故による損害
- ⑪過積載、積荷の不完全な固定、荷重オーバー等、積載方法の著しい不備によりレンタル機械・車両に生じた損害
- ⑫レンタル機械に新たな装置等が取り付けられる等の加工が施され、使用目的が大きく変更された機械の事故による損害

※1 当社のレンタル物件の事故等による二次的損害(人代や工事の遅延による違約金等の経済的損害)が生じたとしても、当社は賠償金等のお支払はできません。

※2 バイオ燃料を使用される場合は、必ず当社への事前申請が必須となります。当社の許可無くバイオ燃料を使用された場合の損害については、いかなる場合も全額お客様負担とさせていただきます。

4 有効期間について

この制度は、レンタル物件がお客様に引き渡され、お客様が同物件を受領された日に始まり、レンタル契約書に記載された満了日、または、レンタル物件が当該営業所等の当社事業所へ返却された日をもって終了とします。

5 お申し込みについて

車両・機械(機材)のレンタル申し込みと同時に、「サポート特約制度」の申し込み手続きが必要となります。なお、申し込み前に同制度の内容をよく確認の上、お申し込みいただきますようお願い致します。

6 サポート料について

(1) 登録ナンバー付レンタル車両

対象車両	サポート料	1事故負担金額	
		部分損	全損・盗難
・軽トラック、軽ダンプ ・ライトバン	400円 (税抜)	70,000円 (税抜)	300,000円 (税抜)
・トラック・ダンプ(2t、4t) (クレーン付車両を含む) ・散水車(2t、4t) ・投光車(軽、2t) ・ハキューム車 ・その他架装車両	800円 (税抜)	100,000円 (税抜)	500,000円 (税抜)
・トラック式高所作業車 ・トラック式橋梁点検車	900円 (税抜)	100,000円 (税抜)	1,000,000円 (税抜)

(2) 登録ナンバーなしレンタル車両(上記(1)以外)およびレンタル機械・機器

対象車両および機械	サポート料	1事故負担金額	
		部分損	全損・盗難
・自走式建設機械および汎用の レンタル機械・機器	20円~800円 (税抜)	5,000円~ 500,000円 (税抜)	5,000円~ 1,000,000円 (税抜)

※「全損」とは、事故による損傷が著しく、原状回復・修復ができないと当社が判断した場合をいいます。

※上記機種は代表的なものであり、一部表の記載と異なる場合があります。

7 サポート対象となる損害金額等

レンタル物件に関する破損事故や盗難事故にかかわる修理費用と、修理に要した期間のレンタル料の合計金額、また、盗難事故の場合は再調達価格相当額がこの制度での補償対象となります。

ただし、事故・盗難の際には、レンタル物件の種類、事故形態によって当社所定の「1事故負担金」のお支払いが必要となります。

8 事故発生のおときは

レンタル物件に事故が発生したときは、サポート対象の判断やその修理費用にかかわらず、ただちに当社へご連絡いただき、追って速やかに事故報告書および必要書類のご提出をお願いします。

9 「アクティオ レンタル物件サポート特約制度」ご利用に関してご注意いただきたい点

- 「アクティオ レンタル物件サポート特約制度」は、お客様に任意でご加入いただく制度です。レンタル開始時に制度をお申し込みされない場合はご利用いただくことができないことをご承知ください。
- 万一、事故が発生した場合は、直ちに当社営業所宛にご連絡をお願いいたします。報告が著しく遅れた場合は、サポート特約制度をご利用いただけない場合がありますのでご注意ください。
- お客様のレンタル機械および車両の修理については、当社が事前に了承したものとさせていただきます(当社の承諾なく修理された場合、その費用はサポート特約制度の対象とならない場合があります)。
- この案内に記載されている内容は「サポート特約制度」についての主な事例を挙げたものであり、その他については当社規程に準ずるものといたします。
- レンタル期間中、複数回数事故を起こされた場合は、1事故ごとに事故報告書をお願いいたします。なお、期間中に2回以上事故を起こされた場合は、「1事故負担金」×事故回数となることをご承知ください。
- サポート特約制度をご利用にならない場合の事故については、当社レンタル物件に生じた損害実費用をお客様にご負担いただくことをご承知ください。

※この制度は、当社がお客様にレンタルしている物件にかかわる破損事故や盗難事故を対象としたサポート特約制度です。お客様が、レンタル物件の使用またはその設置、保管等によって第三者に与えた人的・物的損害について賠償する制度ではありません。賠償事故の補償については、アクティオレンタル保険制度をご参照ください。

※この制度は、当社独自の制度であり、サポート条件は予告なく変更する場合があります。ご不明な点は、最寄営業所の担当者にお問い合わせください。

暗騒音商品ご注文シート

ご注文日:平成 年 月 日

お客様名:	
工事名称:	
住所:	
T E L:	F A X:
ご担当者名:	携帯電話:
ご希望納期:	
ご使用期間:	

商品名	性能	商品コード	数量	単位
エンジンコンプレッサドライ	HP ※1	BA6		台
ブレーカー／丸	20kg	LDH 20002		台
ブレーカー／丸	30kg	LDH 30002		台
エアホース	20m	ZAE 19200		本
ブレーカーノイズサイレンサー	20#用	LDJ 20000		台
ブレーカーノイズサイレンサー	30#用	LDJ 30000		台
ディゼルノイズサイレンサー		ZGA 00000		台
多目的防音パネル	吸音タイプ	ZG1 00001		式
多目的防音パネル	透明タイプ	ZG1 00002		式
パネル用両側ベース材		ZG3 00001		個
パネル用片側ベース材		ZG3 00002		個
パネル用単管クランプ		ZG3 00003		個
パネル用単管パイプ		PCB 15020		個
発電機用防音BOX	2kVA用	ZG2 00200		台
発電機用防音BOX	バルーン用	ZG2 00A00		台
発電機GS	2kVA	AA1 00200		台
防音型ランマー	60kg	GA1 060A0		台
低騒音プレート	70kg KP-6S	GB1 070A0		台
バッテリー式LEDバルーン投光機	ZLS-12LFS	AFQ 19000		台
バッテリー式HID投光	ZLS-12HBS	AFG 03520		台
iNDr搭載極低騒音型バックホー	SK ※2			台
超低騒音型発電機				台

※1 必要な大きさを記入願います。

※2 必要な型式を記入願います。

◇その他連絡事項

A K T / O

株式会社 アクティオ

最寄の下記営業所までFAXにてお願いします

株式会社 アクティオ

アクティオ

検索

